

鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見聴取について

近年、沖合まで遊泳し、採捕能力の高い長い柄の「やす」を使用した遊漁者の魚突きが増えており、漁場が採貝・採藻漁業の漁場（漁業者による自主禁漁区を含む）と競合することがあり、漁場の使用に関する紛争の防止のため、鳥取県漁業調整規則第46条（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）では使用できない「やす」を明文化することを目的とした鳥取海区漁業調整委員会指示の発出を検討しています。ついでには、制限内容について、鳥取海区漁業調整委員会のホームページ内で意見聴取してよいか伺います。

鳥取海区漁業調整委員会指示第 号(素案)

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 灘 本 雄 一

1 定義

この指示において「発射装置付きやす^{※1}」とは、ゴム、ばねその他の発射装置を有し、鋭利な金具を棒の先に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいう。

2 指示の内容

何人も、鳥取県の海面において「発射装置付きやす」により水産動植物を採捕してはならない。

3 指示の適用除外^{※2}

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

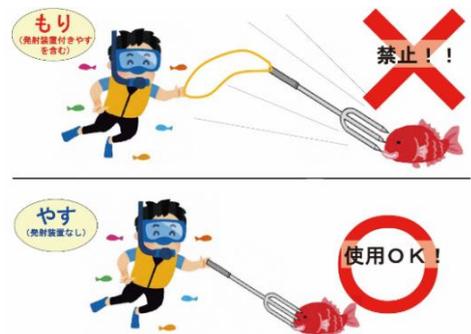
- (1) 漁業者が漁業を営む場合。
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合。
- (3) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。

4 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

※1 「やす」のうち、発射し、手から離れて魚介類を突き刺すものは「もり（水中銃、先端部が外れるチョッキもりも含む）」に該当し、従来から遊漁者等は使用できないもの。今回の委員会指示では手から離れる如何は問わずゴム付き等の「発射装置付きやす」は使用禁止とするもの。

※2 試験研究等（試験研究、教育実習）の他、遊漁者の代表等が該当海域を所管する漁業協同組合（支所）の同意を得て『体験学習』の特別採捕許可申請を行うことで、限定的に遊漁者の「発射装置付きやす」の使用も可能とする。

イラスト：長崎県漁業振興課ホームページより転用



《参考1》鳥取県漁業調整規則の抜粋

第46条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網及びさ手網
- (3) 投網
- (4) やす及びは具
- (5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
(試験研究等の適用除外)

第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等(試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。))の供給(自給を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

《参考2》委員会指示について(漁業法第120条)

【目的】委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。

【指示の発動方法等】

- ・委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「……すべし」という義務も課しうる。
- ・知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

【罰則等】委員会指示違反に対して罰則はない。以下の手続きを経て罰則が課せられる

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①指示違反者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令(「裏付け命令」と呼ばれる。)を出すように申請。(漁業法120条第8項)②知事がそれを受けて裏付け命令を発出。(法120条第11項)③裏付け命令を出したのに、指示に従わない場合、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる(法191条) |
|---|

【ホームページの記載（案）】

題名：鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見聴取について

リード文：近年、沖合まで遊泳し、採捕能力の高い長い柄の「やす」を使用した遊漁者の魚突きが増えており、漁場が採貝・採藻漁業の漁場（漁業者による自主禁漁区を含む）と競合することがあり、漁場の使用に関する紛争の防止のため、鳥取県漁業調整規則第 46 条（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）では使用できない「やす」を明文化することを目的とした鳥取海区漁業調整委員会指示の発出を検討しています。ついては、制限する内容についての御意見を募集します。

- 1 募集期間 令和 7 年 9 月 日（ ）から令和 7 年 10 月 日（ ）※公示日から 30 日
- 2 募集内容 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限についての御意見
- 3 募集の概要（制限する内容）

（1）遊漁者の使用を制限する「やす」

ゴム、ばねその他の発射装置を有し、鋭利な金具を棒の先に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する「発射装置付きやす」を使用禁止とする。

（補足説明）従来から「やす」のうち、ゴム等で発射し、手から柄が離れて魚介類を突き刺すものは、遊漁者が使用できないものである。近年、使用者が増加している柄が長い「やす」は手から柄が離れずとも飛距離が長く、大型魚も突くことが可能な採捕能力の高い道具であることから、今回、手から離れる如何は問わずゴム付き等の「発射装置付きやす」の使用制限をかけるものである。なお、発射装置のない「やす」は従来どおり使用可能とする。

（2）制限する範囲

鳥取県におけるすべての海面で遊漁者による「発射装置付きやす」を使用禁止とする。

（3）制限の適応除外

遊漁者の代表者、事業者等が該当海域を所管する漁業協同組合（支所）の同意を得て『体験学習』として県へ特別採捕許可申請を行い、許可を得ることで可能とする。

4 意見提出の方法

- ・電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかにて応募できます。
- ・提出される用紙の様式は、次のファイルをダウンロードしたものを用いてください。

意見応募用紙（PDF ファイル、ワードファイル）

（1）電子メールを使用する場合

電子メールアドレス：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

（鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課宛）

（2）郵送する場合

<送り先> 〒680-8570（所在地記載不要）

鳥取海区漁業調整委員会事務局

（鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内） 宛て

（3）ファクシミリを使用する場合

ファクシミリ番号：0857-26-8131

資料 4 - 3

「鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限（素案）」に対する意見募集用紙（案）
～鳥取県のすべての海域におけるゴム付き等の「発射装置付きやす」の使用禁止～

【応募先】鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内）
〒680-8570（所在地記載不要）

ファクシミリ：0857-26-8131 電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

【募集期間】令和7年9月 日（ ）～令和7年10月 日（ ）

【提出方法】電子メール、ファクシミリ送信、郵送、持参

| | |
|------------|-------------------------------|
| 意見の 提出者 | 氏名 |
| | 住所 |
| | 鳥取県内においての「やす」による遊漁経験の有無 有 ・ 無 |

※意見募集結果の公表については、ご意見以外の内容は公表いたしません。

※団体等の場合は、氏名欄に所属名及び代表者氏名を御記入ください。

| | |
|----|--|
| 意見 | |
|----|--|

【お問い合わせ先】鳥取海区漁業調整委員会事務局 電話：0857-26-7339

※ファクシミリ及び電子メールは上記のとおり

資料 4 - 4

沿海漁協を対象としたる遊漁者の「やす」の使用制限に関するアンケート調査結果（R7年8月）

【沿海漁協・支所への聞き取り項目】

| | |
|--------------|--|
| 制限を行う「やす」の条件 | ① すべての「やす」を禁止 |
| | ② ゴム、ばねその他の発射装置を有する「やす」を禁止 |
| | ③ 水中眼鏡を利用する「やす」を禁止 |
| | ④ 長さ150cm以上になる「やす」を禁止 |
| | ⑤ 禁止する必要ない |
| 制限を行う海域 | ① 鳥取県の全ての海域 |
| | ② 鳥取県の全ての第一種共同漁業権漁場内 ※鳥取港・泊漁港・赤碕港・淀江漁港の港内、境港市の新屋川左岸標杭以北等は適応除外 |
| | ③ 漁業権者の同意が得られた特定の第一種共同漁業権の範囲（例えば海共1号（岩美町、鳥取市福部町）のみ） |

【回答状況】

| 漁協・支所 | 制限を行う「やす」の条件 | 制限を行う海域 |
|------------|--------------|---------|
| 鳥取県漁協本所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協東支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協浦富支所 | ① | ① |
| 田後漁協 | ① | ③ |
| 鳥取県漁協網代港支所 | ① | ③ |
| 鳥取県漁協福部支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協賀露支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協酒津支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協浜村支所 | ① | ② |
| 鳥取県漁協青谷支所 | ② | ① |
| 鳥取県漁協泊支所 | ② | ① |
| 赤碕町漁協 | ① | ① |
| 鳥取県漁協中山支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協御来屋支所 | ① | ① |
| 鳥取県漁協淀江支所 | ② | ③ |
| 米子市漁協 | ① | ③ |
| 鳥取県漁協境港支所 | ① | ① |

【回答結果】

- ・ 漁業者サイドとしてはすべて（82%）又は発射装置付き（18%）のやすの禁止を希望
- ・ 制限を行う海域としては、鳥取県全海域（71%）又は第一種共同漁業権内及び漁業権者の同意が得られた海域（29%）